

差別法令改正と電波法

JJ1SXA 池

聴覚障害を理由として資格が取れないなど欠格条項を定めている法律があります、道路交通法では「耳の聞こえない者には免許を与えない」と規定されていましたし、医師法、看護婦法、歯科医師法、薬剤師法などいわゆる医事関係法でも同じく聴覚障害を欠格事由としていました。

2001年第151回国会で、差別法令改正が行われ、資格を取得する時は、具体的事例を検討しながら決めていくということになりました。

これにより、改正道路交通法は2001年6月20日公布、改正医師法等は2001年6月29日公布されました。

しかしながら、例えば道路交通法では、「耳の聞こえない者には免許を与えない」という条文は改正されたものの、「補聴器をつけて10メートル離れて90フォンの音が聞こえること」という条件はそのままになっています。

何故こんな事に興味を持ったかという、聴覚障害のある人と接する機会があり、その方は、生まれつきの聴覚障害者でありながら、運転免許を持ち、実際に運転をされているのを知って驚いたからです。

まだ半人前にもなっていない、私の下手糞な手話で色々質問を試みたところ、運転をするのに、耳が聞こえなくても、より以上の注意で、いくらでも安全運転は出来るのだと言うことを学び、驚いた自分が恥ずかしかったです。

そこで、電波法関連を振り返ってみると、大分昔の昭和34年4月に電話級・電信級の試験が初めて実施された時、視覚障害者に免許の取得機会が与えられ、同年5月に、ブラインドハム第1号が誕生しています。

当初は、初級のみだったのが、上級資格にまで範囲が広がられています、私が1アマに合格した、昭和54年10月期が最初の時で、その時にブラインドハムで、1アマ取得第1号だった局(JF1・・・、当時某大学院生)とは、同期合格のよしみで、50MHzのCWで良くお付き合いをさせていただいたものです。

コンテストなどにも良く参加されて、パラパラパラと機関銃のごとく打ちまくるCWに聞き惚れましたが、時間やコールサイン、ナンバー等の記録は、どのようにしていたのでしょうか？一寸聞きそびれてしまいました。

障害者の受験について、現行の電波法関連は、どうなっているのかと、改めて電波法令に一寸眼を通してみました。

「電波法第42条」に免許を与えない場合という規定があり、また、「無線従事者規則第45条」にも、免許を与えない者という規定があります。

法律の条文は、まわりくどくて七面倒臭いですが、要は、視覚障害者、聴覚障害者

は、第1級～第4級アマ技師の受験資格があり、それ以外の者(重障害者等?)は、第1級～第3級アマ技師の受験資格がある(第4級は除く)という事のように。

考え方も、今までの「精神病患者、耳の聞こえない者、口の利けない者又は目の見えない者については、一部の資格を除き免許を与えない」と絶対的欠格条項だったのが、これを改正し、「無線設備の操作に支障がない場合には免許を与えることができることとする」というように、相対的欠格条項に変更されたようです。

試験の方法については、「無線従事者規則第3条」に定められておりますが、視覚障害者は、点字による筆記試験の受験ができるようですし、また、聴覚障害者が、第1級～第3級アマ技師の通信術を受験する時は、「受験者が持参したモールス符号を受信するための補助器具であって、指定試験機関が適当と認めるものを使用する事ができる」ということが、郵政省告示「電気通信術の試験方法」で告示されています。

通常は、会場備え付けの物しか使えない事になっていますから、配慮の結果が法律に反映されたのですね。(一時期、自分の電鍵・エレキーの持込が許可された時期もありました)

最近では画像通信等が盛んです、SSTVのみならず、RTTYやPSKなどもあり、聴覚障害があっても結構活躍の場はありそうですね。

ちなみに、昭和**57**年**10**月に、聴覚障害者ハム第1号が誕生しています、私は、まだ聴覚障害者の局とは交信の経験はありませんが、CWのお相手をしていただけたら、光栄と思っています、それもパソコンのキーボードを打つCWで無く、縦振れの電鍵やエレキーの手打ちのCWであつたらうれしいですね。

障害というハンデを持っていても、健常者よりも活躍されている方は、各方面に多数います、負けずに頑張らなくっちゃ・・・ですね。

電波法令集を紐解いたのは、実に数十年振りのことですが、知っているようで知らない事が多くありました、たまには、と言うよりも、時々眼を通す事の必要性を感じた次第です、受験の時、試験問題として丸暗記した分だけでは用が足りないこともわかりましたし、時々改正もあつて常識がゆらぎます。

我々モービルハムは、運転中の運用方法・アンテナの積載等で道路交通法も良く知る必要がありますし、日常生活の中では、他にも色々な法律が関係してきます、法律を知り、法律を守るという事は、法治国家に生きる者の宿命とは言え、大変です。

話が変わりますが、障害の話題のついでに、来年7月に、障害者の遠泳大会に通信員のボランティアを頼まれています、詳細は後日発表しますが、是非多数の局にご協力、ご参加いただきたくお願いしておきます。

来年は、関東モービルハム同好会の幹事グループも仰せつかっています、鬼が笑うかもしれませんが、来年も行事は目白押しです、各局よろしくお願い致します。